

日本書紀研究会会則

第一条 名称

本会は「日本書紀研究会」と称する。

第二条 所在地

本会は所在地を会計委員の居所（住所）とし、事務局を事務局長の居所（大阪府内）もしくはその近隣府県内に置く。

第三条 目的

本会は会員相互の研究の便宜をはかるとともに、『日本書紀』の研究の普及・発展に資することを目的とする。

第四条 事業内容

本会はつぎの事業を行う。

- ・『日本書紀研究』その他の図書の編集発行。
- ・研究会、講演会、研究旅行、その他の事業。

第五条 会員資格

本会は本会の目的及び事業に賛成する者で、別に定める会費を納める者をもって会員とする。

第六条 運営

本会は円滑な運営のため、10名前後で構成される編集委員会を置く。役員として代表1名・副代表1名を編集委員会にて互選し、総会で承認を得る。

編集委員に欠員が出た場合、編集委員会で補充の人選を行い、総会で承諾を得る。

2 事務局

編集委員若干名で事務局を構成し、『日本書紀研究』などの書籍編集およびその他の庶務、研究例会・大会・見学会の企画運営、ホームページの運営、会計等の会務を行う。

3 顧問

編集委員会は必要に応じて顧問を置くことができる。

顧問は編集委員会の総意で推挙し、総会で承認を得る。

顧問は編集委員会（役員・事務局）の求めに応じて会の運営に関する助言・指導を行う。

4 任期

編集委員・顧問の任期は、1月1日から12月31日とし、重任を妨げない。

第七条 総会

本会の最高決議機関は総会とする。

総会は毎年1回、編集委員会が招集する。

総会の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

編集委員会が必要と認めたとき、あるいは5分の1以上の会員の要求があるときは臨時総会をひらくことができる。

第八条 経費

本会の経費は会費、事業収入、その他の収入によってまかなう。

会計は会計年度末に会計報告を作成し、会計監査を受けた上で総会にて承認を得る。

監査委員は、編集委員会外から1~2名に依頼する。

第九条 会則

会則の変更は総会の決議による。

附則

この会則は 2019 年 5 月 1 日から施行する。

改正：2019 年 12 月 28 日決議、2020 年 1 月 1 日施行。2020 年 12 月 26 日決議、施行。2025 年 12 月 27 日決議、施行。

日本書紀研究会運営細則

第一条

本会の会費は年 3000 円とする。なお、学生（大学院生含む）は 2000 円とする。

第二条

会計の年度は 1 月から 1 年間とする。

第三条

会費を 2 年間滞納した場合は、会員資格停止の対象となる。

第四条

総会は原則 12 月に開催する。

第五条

研究会は原則毎月 1 回、第 4 土曜日に月例会として開催する。

第六条

月例会では、非会員から会場代として 500 円を徴収する。

第七条

本会の役員および事務局は下記のように定める。

顧問　塚口 義信

代表　平林 章仁

副代表　荊木 美行

事務局　上遠野 浩一（総務）

　　生田 敦司（会計・ホームページ運営）

　　内田 正俊（見学会、総会・大会運営）

附則

この運営細則は 2020 年 1 月 1 日から施行する。

改正：2025 年 12 月 27 日、2026 年 1 月 1 日施行（第七条）。